

依り解備スル場合ハ左ノ倍額トシ尙六ヶ月未滿ノ者モ勤績
一ヶ月付日給三日分ヲ支給スルコト。

三、左ノ区分ニヨリ増給スルコト。

男工、日給 二円以下 二十五銭、日給 二円五十銭以下 三十銭、

日給 三円以下 十五銭、

女工、日給 一円以下 三十銭、日給 一円一銭以上 二十五銭。

四、創立二十五周年ノ御祝ノ意義性質並ニ分配法方ヲ
明示スルコト。

五、病氣歛勤ノ場合ハ左ノ手当て支給スルコト。

歛勤三十日以内ハ日給、七分、歛勤三十日以上七十日以内ハ

日給ノ半日分。

六、演習召集ニ應ジタルトキハ、其ノ服役期間日給半日分ヲ
支給スルコト。

以上